

## 水資源に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成11年12月～13年7月
- 2 調査対象機関：厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、水資源開発公団、都道府県、市町村、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成13年7月6日、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に対し勧告

【回答年月日】 厚生労働省（平成13年12月27日）農林水産省（平成14年3月13日）経済産業省（平成13年12月27日）  
国土交通省（平成14年3月19日）

### 【行政評価・監視の背景事情等】

水の使用量は、昭和40年代の高度経済成長期に急増。近年は、経済状況等を反映し、横ばい傾向  
国は、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づき、広域的な用水対策を特に必要とする7つの水系ごとに「水資源開発基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、事業を実施。基本計画は、ダム、堰等の水資源開発施設の建設の基本となるべきものとされており、需要の実態に即した的確な内容であることが重要  
貴重な資源である水については、その有効利用を図るため用途転用の推進等による水利用の合理化及び水資源開発施設の機能の維持、確保等が重要  
基本計画に基づく水資源開発施設の建設及び管理を行う水資源開発公団については、累次の閣議決定に基づく整理合理化事項の着実な推進が求められている。  
このような状況を踏まえ、基本計画の策定状況及び水資源の有効利用並びに水資源開発公団の業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 的確な水資源開発基本計画の策定 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基本計画の全部変更にあたっては、変更しようとする計画の総括評価を行うこと。また、全部変更を行った基本計画は、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこと。基本計画に記載した需要見通しについて、その推計方法等が的確であったかどうかを総括評価の際に検証するなどにより、推計精度の向上を図ること。基本計画の全部変更を行った場合には、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について分かりやすい資料を作成し公表して、情報提供の充実を図ること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>基本計画における水需要の見通しとその実績を、現行計画の直前の計画及び現行計画において、実績が把握可能な水道用水及び工業用水についてみると、見通しと実績とがかなり離れ、また、基本計画における開発予定水量に対する開発実績水量にもかなり離れ、</p> <p>的確な需要見通しとするため、推計精度の向上を図ることが必要。また、基本計画について、需要見通しの推計手法等の詳細は公表されていない。</p> <p>総括評価 計画に掲げた需要見通し、供給の目標及び開発予定水量とこれらに対する実績を把握するとともに、計画と実績とにかなり離れがあった場合にはその原因を分析し、計画を総括的に見直して、その妥当性について評価すること</p>	<p>勧告を踏まえ、基本計画の全部変更にあたっては、変更しようとする計画について総括評価を実施することとする。</p> <p>なお、先行して全部変更の検討作業を進めてきた吉野川水系については、既に総括評価を行い、平成14年2月に基本計画の全部変更の閣議決定済み</p> <p>また、全部変更を行った基本計画については、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこととし、吉野川水系については、この旨を新たな基本計画の本文中に明記</p> <p>勧告を踏まえ、基本計画に記載した「水の用途別需要の見通し」についてその推計精度の向上を図る観点から、総括評価を行う中で、需要想定方法等の需要見通しの推計方法等についても国土審議会水資源開発分科会等の議を経ることとし、吉野川水系については既にこうした手順を踏んだ上で、基本計画の全部変更の閣議決定済み</p> <p>勧告を踏まえ、基本計画の全部変更の際には、情報提供の充実を図るため、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について、図表化するなどにより分かりやすい資料を作成して一般に公表することとし、吉野川水系については既にホームページ掲載等により関係資料を公表済み</p> <p>なお、平成13年12月19日の閣議決定(「特殊法人等整理合理化計画」)では、水資源開発公団の水資源開発施設の建設及び管理業務について講ずべき措置の一つとして、「水資源開発基本計画(フルプラン)については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報を公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルーチ化する」こととされた。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 水資源の有効利用  (1) 水の用途間転用の推進  (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>地域における利水関係者等間の情報の共有化による円滑な水の用途間転用の推進を図るため、補助に係る水資源開発施設の水源の利用状況も踏まえた水利使用に関する情報交換を推進するなど、必要な条件整備を図ること。  (厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>利水者の協力を得つつ、流域水利用協議会、湧水調整協議会等を活用するなどし、河川管理者・利水関係者間における河川・利水情報の共有化を推進すること。  (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)  補助に係る水資源開発施設に水源を確保している各用途別の水の利用実態をみると、10年以上未利用のもの等あり。  厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、地域における補助施設に係る水の利用状況等水利使用の情報交換が不十分</p>	<p>勧告を踏まえ、地域における利水関係者等間の情報の共有化による円滑な水の用途間転用の推進を図るために必要な条件の整備として、「水に関する関係省庁連絡会議」(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省を含む7省庁で構成)の場を活用するなどにより水利使用に関する情報交換を推進</p> <p>これまでも水利権の転用を行ってきた(新河川法施行後の昭和40年度から平成11年度の間の一級水系について水利権の転用により約60m<sup>3</sup>/sの都市用水の新規許可)が、今後とも、勧告の趣旨を踏まえて流域水利用協議会、湧水調整協議会等を活用して河川管理者・利水関係者間における河川・利水情報の共有化を図るなどにより、水利権の円滑な転用を推進</p> <p>(注)約60m<sup>3</sup>/sは、平均的な直轄・公団ダム約16個分に相当する量(1個当たりの都市用水開発量は、完成ダムの平均値3.80m<sup>3</sup>/s)</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 水利用の適正な管理 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>流水の占有許可申請の審査に当たっては、申請者に使用水量の算出根拠資料等を規定どおりに提出させ、適正な量による取水の許可を行うこととすること。 慣行水利権に基づく取水の状況について、一級河川の直轄区間における大規模な水利使用者を中心としてその実態を把握すること。 また、慣行水利権に基づく取水を行っている者であって河川からの取水内容の変更を伴う工作物の新築等を行おうとするものに対して、流水の占有許可の申請を行うよう求めること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>資料不足から適正な必要取水量が確定できないまま、当初の許可の取水量で更新許可を行なっている事例あり。 慣行水利権に基づく水利使用の管理について次のような事例あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出済みの取水量と現在の取水実態が相違している可能性が高いにもかかわらず、取水実態を未把握のもの</li> <li>・ 水利使用者が取水内容の変更を伴う取水施設の改築等を行っているにもかかわらず、流水の占有許可の申請が行われず、結果として長期にわたり許可水利権への切替えが行われていないもの</li> </ul>	<p>勧告の趣旨を踏まえ、今後とも適正な量による取水の許可を実施</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指摘した2事例のうち、1事例については適正な量による取水の許可に向けて河川管理者と協議中</li> </ul> <p>農林水産省と連携した農業用水利用実態調査(平成7年度から実施)により、一級河川直轄区間の大規模な慣行水利権を中心に実態把握に努めてきた結果、これまでに一級河川直轄区間における取水量の届出がある慣行水利権に基づく取水の約75%(取水量ベース)の実態を把握したところであるが、今後とも、必要に応じ、農林水産省及び利水者の協力の下、大規模な慣行水利権の取水実態の把握に努める。</p> <p>また、勧告を踏まえ、慣行水利権に基づく取水を行っている者であって取水内容の変更を伴う工作物の新築等を行おうとするものに対して、流水の占有許可の申請を行うよう今後とも求めていく。</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指摘した4事例のうち、2事例については既に流水の占有許可に向けて水利使用者における取水量の調査及び関係者間の協議中</li> </ul>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 堆砂対策の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>堆砂率が 100 パーセントを超過しているダムを中心として、堆砂による利水等への影響の度合等も踏まえつつ、次の措置を講ずること。</p> <p> ) 直轄ダムについて、堆砂対策を推進すること。 (国土交通省)</p> <p> ) 国営造成農業用ダムについて、管理者に堆砂対策の推進を要請すること。 (農林水産省)</p> <p>ダムから排除した土砂の処分について、環境に配慮しつつ、各地方整備局等が運用している土砂の発生時期、発生量等の情報を共有するシステムの活用などを通じた広域的な処分方を検討すること。 (農林水産省、国土交通省)</p> <p>実際の堆砂進行速度が計画上の堆砂進行速度を大幅に超えているダムについてその原因を調査し、堆砂量の推計方法の改善に向けた分析に努めること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>堆砂率が 100 パーセントを超過しているもの(89ダム中5)</p> <p>ダムから排除した土砂の処分について、個々のダム管理者は、有効な処分方法を有しておらず、広域的に利用先等を探ることが必要。一方、これら建設発生土砂等の利用を容易にするためその発生の時期や量等の情報を共有・交換するシステム(各地方整備局等が運用)へのダムから排除した土砂に係る情報の登録等は低調</p> <p>堆砂進行速度(堆砂量/経過年数)が計画上の堆砂進行速度の2倍以上のもの (89ダム中19)</p> <p>計画上の堆砂進行速度</p> <p>ダムの実際の堆砂量は、気象・水象等流域の状況によって変動するが、仮に毎年一定の割合で堆砂が進行すると仮定して計算した年当たりの堆砂量</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>勧告の内容を地方整備局等に周知するとともに、直轄ダムについて引き続き堆砂対策事業の推進を図るよう指示</p> <p>また、平成 11 年度の堆砂状況調査の結果堆砂量が計画堆砂容量を超過している直轄ダムに係る堆砂対策について、地方整備局等から 13 年度末までにその検討中の対策内容等の報告を求め、取りまとめ</p> <p>(農林水産省)</p> <p>勧告を踏まえ、「水資源開発施設の有効利用について」(平成 13 年 12 月 11 日付け農林水産省農村振興局整備部水利整備課長通知。以下「水利整備課長通知」という。)を发出し、適切な堆砂対策の推進について国営造成農業用ダムの管理者を指導するよう地方農政局等に指示</p> <p>(農林水産省)</p> <p>維持管理を含む農林水産省の直轄事業を円滑に行うため、今年度から全地方農政局が土砂の発生時期、発生量等の情報を共有するシステムに加入し、水利整備課長通知により、国営造成農業用ダムの堆砂対策に当たって当該システムを活用すること等について管理者を指導するよう地方農政局等に指示</p> <p>(国土交通省)</p> <p>勧告を踏まえ、平成 13 年度に貯水池内等の堆積土砂の浚渫・掘削を予定している管理ダムについて、当該システムへの登録を積極的に行うよう地方整備局等を指導し、各地方整備局等からシステム登録を行ったダムの名称、活用状況等について平成 13 年度末までに報告を求め、取りまとめ</p> <p>勧告を踏まえ、ダムの土砂管理の推進策検討のため学識経験者等による検討の場を活用して、実際の堆砂進行速度が計画上の堆砂進行速度を大幅に超えているダムの原因調査に着手した。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 水資源開発公団の業務等の合理化・効率化  (1) 業務委託の推進・合理化  (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。  車両管理業務について引き続き委託を推進するとともに、これ以外の補助的、定型的な業務についても委託を推進すること。  民間に委託している業務のうち、分室の管理業務並びに寮及び事務所の給食業務について、その必要性を見直した上、必要性のないものを廃止すること。  (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)  車両管理業務について委託されていないもの(26機関中2)  また、平日昼間の基幹的配水施設(ダム、基幹用水路等)の操作、監視作業のうち、委託可能で、かつ委託した方が効率的な業務が委託されていないもの(4機関中2)、又は一部のみ委託しているものあり(4機関中2)。  委託している業務のうち、施設管理等業務の中には、施設そのものが廃止可能なもの及び業務の必要性がないものあり。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分室(会議室を補完する支社等の附属施設)43施設の中には、会議での利用が皆無であるもの等利用が低調のものあり。</li> <li>・ 給食業務を実施している寮(単身者用宿舎)及び事務所143か所の中には、周辺において食堂等が営業する地域に所在するものあり。</li> </ul> </div>	<p>水資源開発公団に対し、「水資源に関する行政評価・監視の結果(勧告)について」(平成13年7月19日付け国土交通省土地・水資源局水資源部長通知)を発出し、今回の勧告の趣旨を踏まえて適切な措置を講ずるよう指導</p> <p>車両管理業務について引き続き委託を推進するとともに、勧告を踏まえ、これ以外の補助的、定型的な業務についても、経費の節減効果等を踏まえつつ、委託の推進</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両管理業務について指摘した1機関については、平成13年12月に一部委託済み。</li> </ul> <p>分室の管理業務並びに寮及び事務所の給食業務については、勧告を踏まえ、各施設の利用状況等を踏まえて、平成13年度中にその必要性について検証を行い、14年度の契約に反映させる予定</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 契約事務の改善 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。          庁舎等管理業務、車両管理業務、文書処理等業務、施設設備の点検等業務、現場業務等の役務関係業務に係る契約で随意契約によっているものについて、随意契約としている理由を精査し、合理的な理由がないものについては、早期に競争入札に移行すること。          指名競争入札を行う場合、指名業者数なるべく10人以上となるよう業者の選定を適切に行うこと。また、物品購入についても、原則として競争入札に移行すること。  <span style="float: right;">(国土交通省)</span></p> </div> <p>(説明)</p> <p>庁舎等管理業務、車両管理業務等役務関係業務について、随意契約としているものあり。</p> <p>指名競争入札の業者選定方法や契約の方法が公団の定めるところに沿ったものとなっていないものあり。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者選定の方法が ) 過去に当該業務の実績がある業者に限定、 ) 業者の所在地を限定、 ) 異種の業務を一括発注している等のため、指名業者数が10人未満となっているもの(26機関中12)</li> <li>・ また、車両購入契約(物品購入契約)において合理的な理由がなく1車種に限定し、随意契約としているもの(26機関中2)</li> </ul> </div>	<p>勧告を踏まえ、今後とも契約事務について、小規模案件、緊急案件等を除き競争入札を導入する等の改善を図る。</p> <p>庁舎管理業務等について随意契約によっているもの及び指名競争入札における指名業者の数については、平成13年11月開催の全国所長会議、支社等経理担当課長会議等において、次のとおり、勧告の趣旨を踏まえて適正に業務を執行するよう周知徹底</p> <p>役務関係業務に係る契約で随意契約によっているものについては、その理由を精査し、合理的な理由がないものについては、早期に競争入札に移行</p> <p>) 指名競争入札においては、指名業者数をなるべく10人以上とする。また、指名業者数が10人未満となった場合は、その理由を明確にする。</p> <p>) 役務関係業務について業者選定を行うに当たっては、公団内で契約実績があること又は指名実績があることのみを理由に指名(選定)することがないようにする。</p> <p>) 指名競争入札における指名業者数を限定することを目的として異なる種類の業務を一括して発注しない(業務を分離させて発注する)ことにより、入札参加者をなるべく10人以上とする。</p> <p>) 車両購入契約に当たっては、車種等を限定せず、原則として競争入札に移行する。また、限定した場合はその理由を明確にする。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 組織の簡素化及び要員の効率的な配置 ア 組織の簡素化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、現地組織とその支所等について、相互の距離や事業の進ちょく段階等を勘案し、配置の見直しを検討するよう指導する必要がある。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明) 水系を同じくするもので、相互の距離等からみて、統廃合の余地のある支所等あり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・ 総合事業部等から 10km 程度の距離にある工事完了が見込まれる支所等につき、工事完了後に近隣の総合事業部等への統廃合を検討する余地あり。 (4支所等)</p> </div> <p>イ 要員の効率的な配置 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。 現地組織とその支所等について、業務内容等に応じた客観的な要員配置基準の策定を検討し、これを踏まえた要員配置を行うこと。 業務の民間委託の推進や組織の統廃合に伴う要員の合理化を検討すること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明) 現地組織及び支所等における客観性のある要員配置を行っていくためには、各種の要因を加味した客観的な要員配置基準の策定が効果的 業務委託の推進や建設所等の統廃合に伴い要員の合理化を図る余地あり。</p>	<p>勧告を踏まえ、現地組織とその支所等について、相互の距離や事業の進ちょく段階等を勘案し、必要に応じて配置の見直しを検討 【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指摘した4支所等のうち、平成14年3月までに3支所等を廃止し、総合事業部等の既存組織にて管理業務を実施予定</li> </ul> <p>現地組織とその支所等についての業務内容等に応じた客観的な要員配置基準の策定に関しては、当面、平成14年度中に要員配置の在り方について考え方をまとめる方向で公団内で検討中</p> <p>従来から総合管理所化や総合事業所化等組織の統廃合による要員の合理化に努めてきたところであるが、勧告を踏まえ、今後とも業務委託の一層の推進及び現地組織等の組織の統廃合による一層の要員の合理化を推進</p>